

大分市文化芸術振興プラン庁内検討会議設置要綱

(設置)

第1条 本市の文化芸術振興に係る施策の基本的な方向性を示す大分市文化芸術振興プラン（以下「プラン」という。）の素案の策定に関し必要な事項を検討するため、大分市文化芸術振興プラン庁内検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 本市の文化芸術振興に係る施策の現状及び課題の整理に関すること。
- (2) プランの素案の策定に関すること。
- (3) その他プランの素案の策定に関し市長が必要と認める事項

(組織等)

第3条 検討会議は、別表に掲げる職にある者を会員として組織する。

- 2 検討会議に会長及び副会長1人を置き、会長は文化国際課長の職にある者を、副会長は文化財課長の職にある者をもって充てる。
- 3 会長は、検討会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 検討会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、検討会議の会議に会員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(作業部会)

第5条 第2条各号に掲げる事項の調査研究、調整等を行うため、検討会議に作業部会を置く。

- 2 作業部会は、会員がその所属する課の職員のうちから指名した者を部会員として組織する。
- 3 作業部会に部会長を置き、部会員のうちから会長が指名する者をもって充てる。
- 4 作業部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。
- 5 部会長は、作業部会の会議の結果を会長に報告するものとする。

(庶務)

第6条 検討会議の庶務は、企画部文化国際課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則
(施行期日)

1 この要綱は、平成25年 5月 8日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、プランが策定される日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

企画課長、文化国際課長、市民協働推進課長、障害福祉課長、商工労政課長、観光課長、都市計画課長、教育指導課長、スポーツ・健康教育課長、生涯学習課長、文化財課長、美術振興課長